

午前九時〇〇分開議

○議長（谷重幸君） おはようございます。ただいまの出席議員数は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

報告します。税務課、大串主幹は業務のため欠席です。

次に、監査委員から、例月出納検査及び令和元年度第2回随時監査結果について文書報告を受けています。お手元に配付のとおりです。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 一般質問を行います。

一般質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

2番、高野議員の質問を許します。2番、高野議員。

○2番（高野正君） おはようございます。2番、高野。ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

その前に、ちょっとぼやきを4つ、5つ言いたいんですが1つだけ言っておきます。

コロナウイルス、非常に判断が悪いですね、政府の。初めにイベント等自粛はしない。10日ほどたって自粛します。その次、総理が全校休校してください。こんなばかなことありますか。和歌山で言えば、北山村、出入りする人間みんな分かるでしょう。こんなところ休校したって何の意味があるんですか。どうもやっていることがよく分からん。当町の福祉保険課長あたり、一遍ちょっと代わってやったらどうですか。というぼやきをさせていただいて、一般質問をさせていただきます。

まず1点目。アラビア数字で1と書いたのは、ほんまは2つ、3つあったんですが1つに絞りました。それでは、地方創生、今までの補助金の総額はということで、なぜこの質問を再びするかといいますと、過日の答弁でもうやめませんかと問いただすと、一生懸命やっているという答弁でしたが、私には何をもって一生懸命と言っているのか全く理解できませんので再度質問します。

まず、アメリカ村法人、レストラン、週休2日の休みが、いつの間にか3日になりひどいときは週休5日です。これでは赤字になるのは当然ですよね。これが一生懸命ですか。どこのレストランが週休5日で営業していますか。今年に入り年中無休としたと聞いていますが、議会で問題になったということで慌てたのですかね。

2つ目、食堂のレストラン、新聞への広告をよく見ますが、自分たちでチラシを作って配るといような汗、全くかく気持ちがないのですね。補助金を使わないと損な気持ちですかね。これが一生懸命ということですか。

3つ目、カナダミュージアム、うわさの範囲で申し訳ないことですが、語り部教育のためカナダに人材を派遣するという話を耳にしましたが、まさかと思いました。まず、カナダと当町の付き合いは何十年もないのですよ。確かに三尾からカナダへは多くの人が移民されているかもしれませんが、皆さん個人で親戚付き合いをしています。20年ほど前にカナダから集団で帰省するというので、夕食会を開いたことがありました。有志ですが会

費制で、高野、おまえも出席をと言われましたので、やむなく出席をしましたが、結果、二度とこのような食事会には出席しないと思いました。なぜか分かりませんか。誰が来ていない等のうわさ話ばかりで、何のためにこのたった食事会でも疑問だらけで、勉強するなら個人で十分できるのではないのでしょうか。デンマーク、トルコ等とは大きく交際が異なりますよね、うわさですけどもね。

次に、4点目、ミュージアム、レストランへの管理費5,000千円、一体何の管理費ですか。休みの管理費ですか。地方創生は建物の管理業務が主なのですか。

次に、煙樹の杜についてお尋ねします。チラシを町の広報紙と一緒に回覧するのはいかなものか。配るスタッフがいらないのかと思いたくなりますが、今年に入り店が開いているのを見たことがないのは私だけなのでしょう。日頃、ここのスタッフは何をしているのか。コロナウイルスなんて言い訳は通りません。週に三、四日は自分たちで店を開くというのはうそですか。

6点目、ある吉原に住まいする方、いつも吉原の松林を散歩する方ですが、ある日突然ロープが張られポールがあちらこちらに置かれ、散歩にならないと言っていました。どうやらグラウンドゴルフのためだそうで、これが本当なら、私たちはそんなことは聞いていませんかと返答しましたがどうですか。

7番目、煙樹の杜への2,000千円の委託料、何の委託料ですか。休みだらけのこの施設の委託料ですか。

8番目、もうやめませんか。汗をかいて一生懸命という姿が見えてこないんです。どうですか。

9番目、地方創生という御旗を掲げ、始まりの当初より今年度末まで何億円使いましたか。トータル幾らになりますか。

10番目、町が潤いましたか。活性化しましたか。人口増加しましたか。やめておく決断のときではないんですか。

以上です。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） おはようございます。

高野議員の1点目、地方創生、現在に至る総額補助金は幾らになるのかの①アメリカ村レストラン年中無休とは労働基準法違反では、②アメリカ村のスタッフ、自分たちでチラシを作り配る、そんな汗をかかないのか、③カナダとの付き合いは親戚付き合いでしょう、④アメリカ村レストラン、ミュージアムの管理料とはについて、地方創生事業、特に、三尾地区、吉原地区での質問と解釈いたしますのでお答えいたします。

まず初めに、高野議員に両事業の運営団体の方々が一生懸命やっていない旨のご質問がございましたが、私は町のために一生懸命活動してくれていると感謝しているところでございます。このように表現されることにつきましては、悲しい思いがございました。

さて、1から4番目の三尾地方創生について、一括してお答えいたします。

1点目につきましては、午前11時から午後3時までの営業で、準備を含め約6時間の勤務になります。2人体制で営業し、現在パート従業員4名、シフト制で運営しております。

次に、2点目の広告については、町内に限定せず、周辺から幅広く誘客を目的として、新聞広告等を掲載しています。

3点目、語り部ジュニアの活動について、令和元年8月1日から8月7日にかけて、カナダ使節団として、総勢19名でカナダ、バンクーバーを訪問しています。令和2年度以降は、派遣予定はございません。

4点目、指定管理料について、平成30年3月議会においてお認めいただきました美浜町カナダミュージアム設置及び管理に関する条例、美浜町アメリカ村ゲストハウス設置及び管理に関する条例及び美浜町アメリカ村レストラン設置及び管理に関する条例の第3条の規定に基づく指定管理料でございます。

⑤今年に入り開いているのか、見たことないよ、何してるの、⑥吉原公園、グラウンドゴルフで使っているのか、⑦煙樹の杜への2,000千円、何のための委託料かのご質問で、5から7番の吉原地方創生について、同じく一括してお答えいたします。

5点目、営業日につきましては、1月、2月がそれぞれ17日間、3月が12日間の営業をしております。

6点目、議員がおっしゃる時期が定かではございませんが、吉原公園周辺の松林において、一般社団法人が主催した多世代グラウンドゴルフ大会、もしくは体育協会が主催したグラウンドゴルフ大会のホールポスの可能性はあると思います。

7点目、委託料については、条例に基づく指定管理料でございます。

⑧汗をかいているという姿が見えません、もうやめませんか、⑨地方創生で何億円使いましたか、⑩この地方創生で町が潤いましたか、活性しましたか、人口はどうかの8から10番の事業全体に係る事柄についてお答えいたします。

まず、8点目、答弁の前段でも述べましたが、高野議員と私の感じ方の違うところがございます、NPO法人及び一般社団法人の方々は一生懸命に活動してくれており、私としましては大変感謝しておると同時に、頭の下がる思いであるというのは変わりはありません。

9点目、三尾、吉原両事業におきまして、平成29年度の拠点整備交付金事業費は1億39,800千円で、うち国費が2分の1、残り2分の1は充当率90%で起債を充当し、その起債分全てが普通交付税により措置される制度になっていますので、町からの持ち出しが事業費に対して5%になります。平成29年度から令和元年度の推進交付金3か年度の事業費2億14,689千円で、うち2分の1が国費、残り2分の1がそれぞれ特別交付税、普通交付税措置されることになっていますので、制度上、町の持ち出しはゼロということになります。この事業の事業費総額は3億54,489千円でございます。

最後に10番目、三尾地区のプロジェクトでは、3月1日からゴールデンウィーク明け

までの間ではございますが、ツアーの訪問先としてカナダミュージアムが採用され、多いときは1日100人以上の訪問客が訪れるなど、にぎわいにとっても、経営にとっても明るい要素が出てきております。また、吉原のプロジェクトにおいては、週2日ではあります、1年間を通じてシェアキッチンを利用したいという声が出ていると聞いており、こちらでも経営にとって明るい要素が出てきております。したがって、事業の有無について、今、判断するときではないと考えてございます。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） 再質の前に、ちょっと言っておきたいことがありますので。交付金といえど税金なんです。国費も税金。ここに来る金、当初は5%の負担でいくけれども、交付金で来てこれが地方創生分ですよ、これが寺田橋の架け替え分ですよと来ませんよね。どかつとくるんでしょう。一個一個の事業に対しての交付金というのはないんでしょう。ありますか。一番それを先にお答えください。それから一つずつの質問をします。

1番目のシフトを聞いているわけではありませんよ。一生懸命というのは、飲食業がこの程度の開店で一生懸命なのですかと言っているんです。それでは、今年度、4月1日から12月31日までの間に、開店日数は何日になりますか。恐らくこの9か月間で275日あると思うんです。そのうち何日開けたんですか。

次、2点目の広告ですが、自分たちで配ったりする努力をしないのかと言っているのは、そういう汗もかいてないじゃないですかと言っているんです。広く地域の人に知らせるために新聞広告が悪いと何も言っているわけじゃないんです。自分たちでもそういうことをしないのかと聞いているんです。だから汗をかいてないん違うんかと言っているんです。月の半分程度しか働かなくても、補助金があるからということで給料も頂ける。それでこれだけ休みあったらと思うんです。実際、その275日のうち何日開いたか分かるでしょう。

次、3点目の派遣しても実はないんでしょうかと、これカナダへの派遣ですよ。実があったんでしょうか。実って、我々議員も視察行きますと報告書出します。報告書を至急見せてください。

次、4点目、指定管理料、条例でって、だからその条例の指定管理料というのは何に使うんですかと聞いているんです。条例で指定管理料と決まっているからと、そんなん聞いていないですよ。議案書に載っているじゃないですか、予算書に、指定管理料と。だからそれを何に使う指定管理料かと、何の管理料かと聞いている。

煙樹の杜も含めて、多分前年度も20,000千円出ていましたよね。この数字、松林の掃除代と違うんですか。要は、スタッフの皆さんも掃除しているかも分かりませんよ。どこでも飲食業やっているところは駐車場持っています。自分ところの駐車場は自分らで掃除するのが当たり前じゃないですか。そんなんして一生懸命とは言えませんよね。違いますか。

次、5点目の、月の半分しか営業していませんねと言いたいんですが、この煙樹の杜も、

2つの建物、一体4月1日から12月31日まで何日使われましたか。一生懸命営業しているんですよね。地方創生というのは、一生懸命やっていると言っても駄目なんです。一生懸命やったとしても結果が出ないと何もしていないということになるんですよ。感じ方が違うところじゃないんです。感じで言っているのと違うんです。結果を出さないと何の意味もない。だから私はやめませんかと言っているんです。費用対効果があったんですか。協議会の頃からあの2つの建物って、何億も突っ込んでいるわけですよ。ほかにすることあるでしょう。事業予算というのは事業がないと予算くれませんけれども、国も県も。だけど結果出していないじゃないですか。明るい見通して、今まででもさんざん言ってきたんですよ、これだけの使用依頼がありますと。何もそれと全然違うじゃないですか。こんなんで計画でも何でもありません。予定表です、私に言わせれば。メモだとやったことがあるんですよ。そんなものは予定表でも何でもありません、メモだと。しかし、私よりもっと優しい議員が予定表だと言いました。私はメモと言いましたけれども。恐らく今年に入ってからの日数が出るので、去年の分も分かるでしょうからね。

6番目、一体、松林のどこからどこまで使用許可を得ているんですか。図面を提出してください。県の使用許可、聞いているのであって、前回答弁してくれましたね、県の指導に基づいて松に影響がないように。誰が言ったんですか。車ぼんぼん置いて松にいいんですか。

それと、何かおかしいこと、松の保護育成らしいことをやっているみたいですがけれども、こんなこと地方創生しなくてもいいでしょう。産業建設課の管轄違うんですか。会長か何かが、松の保護育成会の会長か何か分かりませんが、管轄外にも程がある。だからいかに前向きに真面目にやっていないかよく分かるでしょう。自分の管轄も分かっているんですよ。どんな指導をされているんですかと思えます。今まで、初めにご答弁いただいたところでは、質問と答弁とずれていることが多々ありましたが、総合的に何か勘違いをしているのではと思っています。

7番目、そもそも論で言えば、3年たった今、補助金出さないということになったあるね。約束違うじゃないですか、全く。これ普通の、例えば図書館、指定管理で管理してくださいと、それは管理費要るでしょう。これ事業してくださいと言うた補助金なんですよ。全く理解されていない。地方創生ということに対してはどこか行ってしまった。何かやればそれで一生懸命やっている。違うんですよ。地方創生、まち・ひと・しごと、どれかに、ここはここまでやっていますということがありますか。税金をこれだけ使って、私もあまり税金払っていませんけれども、一円でも払うの嫌になってきます。3億50,000千円以上使って、3年たって、現状がこれですか。4年たった今、補助金を出す意味は何ですか。理由は何ですか。

また言いますが、もうやめませんか。今判断しなければ、後々ももっとも補助金頼りで赤字増えますよ。大体、建物を指定管理で貸して借りてくれるのを待っている、そんな事業もうかるわけじゃないでしょう。管理費出さないと。そもそも論で言えばそう違いますか。

こんなの中央公民館に管理任せたらいいことですやん。職員1人増やせばいいんでしょう。テニスコートも全部含めて貸せるようにすればいいんですよ。

もう一度言いますよ。地方創生で起業するのに補助金出しているんですよ。イベントするのに出してるん違う。起業の一環としてイベントするのはいいですよ。そのイベントしてもうかっていますか。一生懸命やっているんですよ。もうかっているはずですよ。もうかっているところに補助金要りますか。もうかってないから要るんですよ。まだまだあるんですが、もうその辺にしておきます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 高野議員の質問にお答えいたします。たくさんありましたので抜けた部分もあるかと思いますが、あと数字的なことは各担当課長からもお答えするかと思います。

広告、自分たちで配ったりして汗かいてないのと違うかということをもたおっしゃっていただいています。広告等については新聞へも出しておりますが、自分たちで作った部分はまたいろんなところへ置いてもらったりとか、そういうふうをお願いには行っているようですので、いろんなところで私も広告は見かけることができます。

派遣に実はあったのかということですが、派遣については報告会がございました。福祉センターで報告会がありまして、いろいろと報告をいただいて、私も行ったんですけれども、子どもたちや随行していた方にいろんな報告をしていただきました。

それから、指定管理料は何に使うのかということですが、三尾でしたら3施設の管理料であったり、そこに配置されている職員の人件費、事務員の人件費に使っております。

それで、前年度も20,000千円出たんですよけれども、松林の掃除代かということですが、これも煙樹の杜に2棟の、貸している2棟の分の事務員の人件費でございます。掃除代ではございません。

それから、松林の保護育成会でやっているようなことはしなくてもよいのではないかとということですが、最初から松林の中の子どもたちとの研究とかそういうこともやっていたので、それで地域の方や子どもたちともを巻くということもしていたので、そういうことを続けているようです。

3年たった今、事業してもらった補助金ですがということですが、本当にすごくもうけたのかと思ったらそうではないと思います。それでも町、官民一体ということでやってきて、12月議会にも私答弁させていただいた町が主体ということでございますので、やはり指定管理料として出しているつもりでございます。

それと、そもそも論で言えばということですが、私としてはもうそもそも論ということは言いたくございません。やはり、前に向いていかないといけないのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えいたします。

まず、両施設の営業日ということですが、営業日はそこまで私、すみません、ちょっと資料持っておりませんが、利用者数で申しますと、4月から12月まで1,639名がレストランを利用しているというようなこととなります。4月が150名、5月が289名、6月が74名、7月が91名、8月が167名、9月が204名、10月が192名、11月が265名、12月が207名というふうになっております。

吉原のほうの来店ですけれども、全体的な人数でございますけれども、利用された方については各種イベントにおいて、24回のイベントで2,000名程度の参加者があったということでございます。

それと、松林のグラウンドゴルフの件ですけれども、図面ということですが、これはグラウンドゴルフやるには県の許可は要りませんので、そういうことで実施しております。

あと、町長のほうからもありましたけれども、カナダ使節団の報告書、ここに報告書ありますので、これを一度見ていただけたらなというふうに考えております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

高野議員の質問の中の地方創生の交付金、どかっと思ってくるのでは、分かるのかどうかについてお答えいたします。

まず、特別交付税については県のほうから調査が来ます。それに基づきまして交付されるわけなんですけれども、地方創生で幾ら入ってきたというのは当町では把握のほうはできません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2番、高野議員。

○2番（高野正君） 聞きましたか、町長、今の。把握できません、どかっと思ってくるから。こんな交付税なんていつどこから減ってくるか分からないんですよ、今。国の借金分かっているでしょう、何ぼあるか。1千兆からあるんです。いつから減るか、そのうち当町もパンクするかもしれません。

それで、松林、どこからどこまで使用許可得てあるんか、はっきり図面出してくれないと、勝手に使いやる、それでは困るんですよ。当たり前です。使用範囲をちゃんと、全部勝手にあの辺使えるんですか。それを聞いているんですよ。

レストランの来客数なんか聞いていないです。分かっているのか、もうかっているのかと聞いているんですよ。4月1日から12月31日まで何日開いたのか。来客数を聞いているのと違うんですよ。何日営業したのかと聞いているんです。今資料を持っていない、それじゃ困るんです。一生懸命やっていると町長言っているんですから、275日あって

280日営業するなら立派なもんですよ。できないでしょう。275日やれば立派なもんです。できるわけじゃないですか。それを何日営業しているのかと聞いているんです。だから答えてもらわな困る。

松林の使用許可範囲、こんなもん勝手に使えるわけじゃないんですから。勝手に使えるなら結構なことですよ。

あと、質問する気なくなってきました。だからその辺はつきり答えてください。もうあとしません。それだけです。何日営業したか。煙樹の杜の松林の使用範囲はどれだけか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 今、手持ちでないのだから後から報告という形ではいけないでしょうか。

それと今後につきましても、やはり両団体とは私も係もしっかり指導して、PDCA回していかないといけない、これは確実に思っておりますので、そこはそうように進めていきたいと思っております。

範囲と開店数、後からお調べしてお渡しするというわけにはいきませんか。この場で報告させていただかないといけないでしょうか。そしたらちょっと休憩していただいでよろしいでしょうか。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

午前九時三十九分休憩

———・———

午前九時五〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

2番、高野議員。

○2番（高野正君） ちょっと駄目出しで、ここに答弁してくれているんです。5点目、営業日につきましては、私先に1月から2月、3月と聞いているんです。聞かれると思いませんか、過去のことを。以前申し上げたことがあるんです。執行部、手持ちの資料が今ないんでというのは通らんよ、これ。議運で言ったんです。議会運営委員会でそんなのは駄目です、議員の皆さんには論拠のある、論点絞って質問してくださいと言ったことがあるんですよ。だから今後もそうです。今、手持ちの資料がないんですいう、これ、関連質問なら分かるんです。堂々と前もって言ってあるじゃないですか。答えているでしょう、町長。聞かれると思いませんか、こんなん。関連でも何でも、関連って続きやないですか。それを何で、今、手持ちの資料がないのでって。こんなもん担当課持つておくべしですよ、初めから。当然ですよ、町長。思いませんか。当たり前の話です。当たり前のことを質問どおり聞いているんですよ、追加で。それを今、手持ちの資料がないのでって。そういうことはしっかりと頭に入れておいてください。今後、この質問で地図くれやと、それは持つてないかも分からんけれども、資料は資料として、担当課資料持つてないんです、こんなばかな。いかに管理しているのかよく分かりましたよ、これで。

続きやってください。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 大変貴重な時間お待たせして申し訳ございませんでした。ただいまのご意見でございますが、私の責任でございます。申し訳ございません。

先ほどの275日のうちどれだけ開店したんだということでございますが、NPO法人につきましてはレストラン、275日のうち156日開店しました。それと、吉原につきましてはカフェが100日、それともう一つのボックスにつきましては60日ということでございます。

それから、占用につきましては面積でいきますと1万9,464㎡、テニスコート、それからゲートボールよりも南側の松林全体となっております。

以上です。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は10時5分です。

午前九時五十四分休憩

———・———
午前十時〇五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

6番、碓井議員の質問を許します。6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） では、議長のお許しを得ましたので、通告に従って質問させていただきます。

まず、昨年3月にも質問させていただきました陸上自衛隊和歌山駐屯地について質問させていただきます。

1点目として、昨年、和歌山駐屯地の施設は現状のままでよいとお考えですかと町長にお尋ねしたときに、「陸上自衛隊和歌山駐屯地につきましては、南海トラフの大地震による津波発生時には1mから2m浸水すると予想されています。浸水の可能性があるからといって、駐屯地が周辺の町へ移転は絶対避けなければならないと考えています。私としましては、駐屯地の施設が現状のままでいいとは思っておりませんので、自衛隊をはじめ地元地区とも協議をしていきたいと考えています。」とのご答弁をいただきました。この1年でどのような進展がありましたか。

それから2点目として、本町には自衛隊の駐屯地と訓練場があるわけですが、分かる範囲でよいので、両施設があるおかげで町としてプラスになっていることがあれば教えてください。例えば、周辺整備事業であるとか、訓練場の整備等々、おおよその金額も含めていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員の1点目、自衛隊和歌山駐屯地についての1つ目、自衛隊和歌山駐屯地についてこの1年の進展はについてお答えいたします。

私といたしましては、現在におきましても、和歌山駐屯地が浸水の可能性があるからといって、駐屯地そのものが周辺の町へ移転するなどの事態は絶対に避けなければならないと考えてございますし、駐屯地の施設が現状のままでよいとは思っていないところでございます。この1年におきましては、特に進展はございませんでしたが、美浜町内においての移転なども含め、常々、考えているところでございます。

私も職員時代は、自衛隊の募集事務にも従事しておりましたし、現在、この職に就き、自衛隊和歌山協力会の会員になってございます。まずは、駐屯地司令との連携を取っていいこうと思ひ、私自身、駐屯地に出向いたり、先日、京都府宇治市で開催された戦技競技会での総合優勝を飾ったときにもお会いし、おめでとうございませんとお伝えしたところでございます。

今後、どのような形で美浜町に残っていただくか、自衛官募集相談員や和歌山県隊友会の日高支部長などをされております碓井議員にもご相談に乗っていただきたいと考えてございますので、そのときはよろしくお願ひ申し上げます。

2つ目、自衛隊及び自衛隊訓練場がある上で、本町にとってプラスになっていることについてお答えいたします。

当町におきましては、近い将来、発生が予想される南海トラフによる大地震により、家屋の倒壊に加え、津波による被害が想定される中、やはり自衛隊のお力を借りなければなりません。地元には和歌山駐屯地が存在する意義は大変大きく、美浜町はもとより周辺市町や和歌山県にとりましても誠に心強い限りであると思つてございませんと。また、台風襲来後には、煙樹ヶ浜の産業道路の復旧作業なども行つていただいております、大変ありがたいと思つてございませんと。

さて、当町における補助事業につきましては、防衛施設周辺整備助成事業として、日高港（西川地区）漁船係留施設整備事業は、平成25年度から令和元年度見込みの総事業費9億24,130千円で、財源内訳は、国3分の2、県6分の1、町6分の1でございませんと。三尾地区増殖場造成事業は、平成25年度から平成27年度の総事業費66,900千円で、財源内訳は、国3分の2、町3分の1でございませんと。また、令和2年度の当初予算では、新浜集会場新築工事や防衛施設周辺整備助成事業計画調査業務につきましても予算計上しているところでございませんと。

次に、町税につきましては、防衛省関連の税収として、自衛隊官舎の土地、建物の固定資産として、国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、令和元年度では約600千円、また自衛隊員の町民税の税収などもございませんと。普通交付税につきましては、令和元年度では基地分として26千円、基準財政需要額に算入されてございませんと。

最後に、自衛隊員の方々は、地域の行事や町の駅伝大会などにも参加してございませんと、大変ありがたいと思つてございませんと。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） では、再質問させていただきたいと思ひませんと。

今のご答弁で、1年間、現実には進展はないが、町長の頭の中ではいろいろ考えておられると。取りあえず駐屯地との連携は取っていきたいと思い、行動してきたとのことだと思います。この1年というのは、町長ご自身にとっても最初の1年ということで、大変忙しい1年だったと思います。ですが、この1年の間に担当するであろう課長であるとか、駐屯地問題に関してですね、他の関係するであろう方々にご相談でもされたのでしょうか。自分の頭の中で動いていたというだけでなくご相談をされたのでしょうか。

それと、2点目の質問のご答弁にもあるように、和歌山駐屯地があり訓練場があることは、財政的にも精神的にも本町にとっては大変大きな存在であると思います。町内で移転するにしろ、駐屯地を広げるにしろ、自衛隊との関係も大切ですが、私はまず地元の方々の理解が必要だと思います。ご理解していただくには時間も必要かも分かりません。そう考えれば一刻の猶予もない、早急に動かなくてはならないと考えておりますが、町長のお考えは。

以上、2点。まず1点目はご相談されたのでしょうか、2点目は早期に動かなくてはならないと思いますが町長のお考えは、この2点お願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員の再質問にお答えいたします。

担当の課長などに相談したのかということですが、私が思っていることなどについては課長とも相談しながら、まだ地元へは出ていませんが、そういう思いを課長に伝えてございます。

それと、地元の方々とということですがけれども、なかなかいろんな難しい問題がございます。私も本当に議員おっしゃっていただいたようにスケジュールをこなすのが精いっぱい、なかなかそういうところにもまだまだ出向いて、できていないところもあります。本当に一刻も早くということですが、あまり急ぐと色々な問題というんですか、出てくるのではないかなと思いますので、いろいろ慎重に考えたいと思ってございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 町長のおっしゃる慎重にというお言葉も分らなくはないです。でも、町として残っていただきたい、ここにいていただきたいという、この方向性は決まっていると思います。その決まった上で、残ってもらうためにはどうしよう、そういう形になると思います。そのどうしようを決めて、そこから町の方々のご理解を得る。ご理解を得るには、うまくいけばそれは時間はかからないと思いますが、1年、2年、3年かかる可能性は十分あると思います。この小さい町ですから、面積的に小さい町ですから、できる手だてというのは限られてくると思うんです。その中で7,000人の町民、この人たちのことを考えたときに、誠に申し上げづらいことですが、ある程度我慢をしていただかなくてはならない方々が出てくることもあると思います。その折に、言いづらいから先へ延ばす、下手打ったら怖いから先へ延ばす、いつまでたっても始まりません。ですか

らまず方向を決めて、それで住民の方々の理解を得る。この理解を得るといふ時間を長く取って、しっかり理解を得てもらふ、そういう形を取っていただきたいと思うんですよ。ですから、事のスタートは極力早くしていく。そうでないと早急な理解の得方、これをしたら失敗をします。ですから、そこはじっくり時間を取ってもらっていいと思います。でも、まだそこへ行ってないんです。ですからそこへいくような形を。担当の方であったり、もちろん自衛隊ともですけれどもお話をし、そしてプロジェクトチームを立ち上げるなら立ち上げて、それである程度の方向性を決めて、それから理解を得てもらわないと、その時間をしっかり取るためには物事を早く進めないかんと思うんです。私の考えはそうですけれども、町長、どうお考えでしょうか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） まず、令和2年度からじゃどうしていくんよと思うかも分かりませんが、本当に私の中でもいろんな頭の中であそこへ行ったらいいん違うか、ここへ行ったらいいん違うかなと色々なことを思っています。それも関係課長に話したりもしていますので、まだどこということも決まっていますし、まずそこからきちっと決めて進んでいきたいとは思っていますので、また碓井議員にもご相談することもあるかと思っておりますけれども、またご協力をお願いしたいと思います。

うちの課長なんかも関係課長なんかは、今、自衛隊のほうで何か催し事があれば何人か皆さん行っていただいているんです。そうやって連携取っていかうとも、こちらもしておりますので、そこら辺、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 分かりました。一つだけ、今、町長おっしゃられたように、まだどこにするともどうするとも決まっていない、今頭の中で練っているんやということなんですけれども、それはもうもちろんそうやと思います。ですからその練ののをどうやって練っていくか。チームをつくって練っていくか。外に出さんでもいいです。そういうのを内々でもいいですから、そういうことをまずちょっとでも前へ行けるように、頑張っていていただきたい。いつでも協力させていただきますので、いつでもおっしゃってくれたら協力させていただきます。ということで、極力早くしていただきたいとお願いして、次の質問に移らせてもらいます。

次に、先日の町長の施政方針の1点目にもありました一人の犠牲者も出さない災害に強いまちづくりということについての質問です。

町長もおっしゃっていたように、南海トラフ巨大地震津波避難に対するハード整備は着実に進んでいると思います。しかし、想定されている南海トラフ巨大地震による津波ということは、津波の到達前に震度7を含む揺れが7分近く続くことが予想されています。このことは、津波の到達前に家屋の倒壊による多大な被害が予想されます。この被害に対しても、町長の施政方針の中に、古家解体や住宅の耐震診断、耐震設計、改修工事、ブロッ

ク塀の撤去改善事業などの補助などが盛り込まれています。

そこで質問ですが、1点目として、現在予定されている津波避難用の高台及び避難タワー以降の避難施設の整備の予定を教えてください。

2点目として、本町の各1次避難場所への住民の避難スピードは、分速何mを想定で計算されていますか。また、国や県の避難スピードの想定は分速何mになっていますか。

以上、お願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 2点目の防災対策について、1つ目、今後の避難施設の整備計画はについてお答えいたします。

現在、南海トラフ巨大地震津波避難に関する整備計画に沿って避難施設の整備を進めている状況で、現在工事中の田井畑地区津波避難タワー、防災行政無線のデジタル化改修、そして、令和2年度において上田井地区津波避難施設建設用地の取得及び詳細設計を実施し、令和3年度から工事着手したいと考えてございます。そのほかにも、役場庁舎の非常電源設備についても、既に対策済みとなっております。

さて、質問にございますその後の予定としまして、現在のところ避難施設の整備の予定等はございません。自主防災会の方と協力し合いながら、ソフト面での防災力の向上を図っていくとともに、公共施設の建て替えの際には、必要に応じて避難施設や備蓄施設としての機能を充実させていきたいと考えております。

2つ目の住民の1次避難場所への避難速度の想定はについてお答えいたします。

本町津波避難計画及び地域防災計画では、移動速度は毎分60mであり、平成25年3月に消防庁から示された津波避難対策マニュアル検討会報告書においても、歩行速度は毎分60mを目安とするとされています。よって、国の移動速度も毎分60mを目安としています。

一方、和歌山県では、移動速度毎分30mに設定し、より厳しい条件の下、避難困難地域の抽出を行っています。また、避難行動開始時間は国、県、本町とも地震発生から5分後となっています。

本町では、松原高台の完成により、松原地区の避難困難地域を解消していますが、補完施設として浜ノ瀬地区津波避難タワー、田井畑地区津波避難タワーを整備しております。この整備に当たりましては、補完施設であることから、東日本大震災時の津波避難実態調査の結果に基づき、移動速度を毎分37mとしております。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） では、再質問させていただきます。

避難施設の整備の予定はないと、そういうことですが、町としては1次避難場所は整備できたと、これで全て、これで基本的に人的被害が出ることはない、今後はソフト面の充実や設備の補完をしていくということの理解でよろしいでしょうか。

また、避難行動の開始時間ですが、ご答弁では地震発生の5分後とのこと。地震の

揺れが収まってから5分後ではないでしょうか。たしか南海トラフ巨大地震の場合、先ほども伝えさせてもらいましたが、最大で震度7を含む揺れが7分間続くことが予想されていると聞いたことがある。第一波の津波が地震発生後16分で到着するとされている本町において、7分のずれ揺れている間に逃げろという話ですからね、発生後5分間動けないといってもまだ2分揺れますから、この7分のずれは大きいのではないかと。この辺はちょっとしっかり精査してもらいたい。

また、避難の移動速度のことですが、移動速度は毎分60m。その想定ですが、毎分60mといえば、時速に直したら3.6km。よく普通に歩く速度が時速4km程度と言われています。たとえ分速37m、本町の想定ですよ。としても、時速で言えば約2.2km、普通に歩く半分以上のスピードが求められます。想像してみてください。本町の旧来の住宅地の狭い路地で、最大震度7を含む揺れが7分近く続いた後で、お年寄りが倒壊した建物や塀などの建造物を乗り越え、液状化したところを避け、避難するのに、そんな速さで移動できると思いますか。

質問でも言いましたが、町長の施政方針の中にも、古家の解体や耐震診断、耐震設計、改修工事、ブロック塀の撤去改善事業などの補助が盛り込まれていますが、避難速度が少しでも速くなるように、防災の面からももっと積極的に、住宅地の再開発とまでは言いませんが、道路の拡張を含め積極的に町が対処するというのをしてもらいたいと思うんですができませんか。

以上、3点、よろしくお願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 碓井議員の2つ目の再質問でございますが、1次避難場所はもう整備できたのかということですが、私は上田井の避難タワーができれば、もうそれ今のところはできたと認識してございます。

そんな速さで移動できるのかということですが、絶対通れない道もないとは思いません。できるだけその道を塞がないような施策として、古家解体とか古家解体できないのであれば、もちろん空き家は古家解体していただきますが、今住んでおられる方には耐震診断をお勧めしたり、そういうことを進めていきたいと思っております。

住宅の再開発どうなんということですが、なかなか多くの物件を買収するというのは、大変、今の美浜町にとりましては難しいのではないかなと思っております。

以上です。

○議長（谷重幸君） 防災企画課長。

○防災企画課長（大星好史君） お答えします。

避難開始行動の開始時間でございますけれども、発生後5分後ということで、碓井議員ご指摘の7分揺れるというようなことですが、これ、碓井議員、和歌山県の津波避難計画指針、また逃げ切るプログラムの中にも、避難行動は開始が発生より5分

後とするというふうに書かれておるところでございまして、美浜町もそれに準じて策定しているところでございます。この件につきましては、ちょっと一度和歌山県のほうにも再度またお話を聞かせていただくというような形を取りたいと思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） 今の発生から何分という、ここはもう聞いてください。よろしくをお願いします。

それと、町長のそのしないかんことは分かっていると、そやけどお金がないというような形やと思うんです。そのどうしても通れん道というのはほかにも避ける道があるのではないか。もちろんそうですよ。そうなったときにはやっぱり遠回りをせないかん。遠回りをするか乗り越えるか、どちらかの判断をせないかん。ですから、全てをこういうふうにして、早くしなさい、こういう上からの話ではないんですけれども、言うわけではないんです。できるところから順番に、しなくてはならないところから順番に。

例えば、高台でもそうだったと思うんです。1次避難場所のない何mもつかるところが近辺にあるから松原高台を最初にした。そこへ補完するものをつくっていった。住宅地でもそうです。車椅子も通らんようなストレッチャー入っていかない道がありますと、住宅地の中に。そこでもし何かあったときにその道しかないんです。そしたらそこに住んでいる人、一家、そこはどういうふうにするんですか。ほかの道なんかないです。その道が壊れたら、埋まったら、これはもうお年寄りはその瓦礫を乗り越えていくしかない。そうしかできないところもあるんです。全てがそうだとは言いません。

ですから、できるところから、しなくてはならないところから順次していく。何もせんでもいいところもあります。例えばうちの家なんか、川のところなので、したところで始まりません、乗り越えてくるんで。ですから、そういうところはまあとして、ここを直したら確実にこの人たちは助かる、ここの地区の人たちは助かる、みたいな重点的なところを抽出して、しやすいところを抽出して、どこからどうやってやっていこうかという前向きのお考え、これを求めているんですよ。お金がないからできませんとか、何々がないからできません。お金がなかったら知恵を絞りましょうよ。頭使いましょう、考えましょう、できるところからできるように。それでないと本当の人的被害ゼロというのは、なかなか難しいと思うんです。距離、時間、それが想定の中に入ってあっても、想定外というのは何ぼでも起こります。うちは37mの避難スピード、県は30mの避難スピード、御坊は20m台の避難スピード、これみんなばらつきありますよね。できれば、避難スピードの遅いのを想定するのが本来やと思います、できる限り。でもそれができていない。できていないのは仕方ないです。ただ、できていないならば、その高い避難スピードに合わせられるような条件をつくっていく。そのスピードで避難できるような条件をつくっていく。これ大事やと思いませんか。

ですから、お金がないから無理なんですというような、そういう決めつけ方やなしに、

考えていきますと。それに関しては、これもまたプロジェクトチームでもつくって考えていきますと、今まではなかったも。そういう前向いたお返事、これをいただきたいなと私は思うんですが、どうでしょう。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 議員のおっしゃることも理解はします。ただ、各地区から皆さん道の要望も出てきております。そういう折にもそういうことを考えながら進めていけたらと思っておりますので、まず各地区の要望で、道、ここ広げてほしいよということはやっておりますので、そういう機会に、ここをもう少し広げたらいいんじゃないかなというようなことがありましたら、またそういうことで進めていきたいなとは思っております。まずは、地区の要望にお応えして、道なんかは拡幅していきたいと考えてございます。

○議長（谷重幸君） 6番、碓井議員。

○6番（碓井啓介君） そしたら、今の町長のお話で納得はします。納得はしますが、各区長さんがしっかり町のことを考えて、しっかり要望を町に上げてくれと、町長、今おっしゃられたと思うので、その旨、各区長さんにしっかりお伝えしていきたいなというふうに思います。

では、ありがとうございました。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は10時50分です。

午前十時三十六分休憩

—————・—————
午前十時五〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

8番、森本議員の質問を許します。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 8番、森本です。

2020年3月美浜町議会定例会において議長の許可を得ましたので、ご通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応についてです。

中国から始まった新型コロナウイルス感染症、1月16日に日本国内での患者が確認され、そしてダイヤモンドプリンセス船内での感染が大きくニュースになりました。そんな中、2月13日に和歌山で初めて感染者が確認されました。有田地方の病院ということで私も少し身近に感じるようになり、咳エチケットを始めました。一旦は落ち着いてきた様子でしたが感染者は増加し、現在和歌山県内の感染者数は14名、日本全国では1,149名、ただし3月8日現在でしたが、に及んでいます。世界中でも増え続けています。最近では、消毒用アルコールやマスクなどの製品が市場からなくなる、トイレトペーパーなどがなかなか手に入らない状況になるなど、日本全国に不安と混乱が起きています。過日2月28日には、科学的知見に基づかない安倍首相独断の政治的判断による要請によって全国

一律の小中高校・支援学校の休校が始まりました。混乱に拍車がかかり様々な課題が一斉に吹き出し、国民は困惑している状態でした。長引くこの感染症の影響として、経済問題が大きくなっています。和歌山県内でも倒産する企業が生まれていることが報道されています。時々刻々状況は変化しています。そんな中で幾つかのことについてお伺いします。

1つ目、新型コロナウイルス感染症に対する美浜町の対応の経過を教えてください。

2つ目、小・中学校、図書館、公民館、福祉施設、避難所等の施設で使用する衛生対策用の消毒用品、マスク等の品目の備蓄体制はありますか。

3つ目、町内に発症が確認された場合、新たにする対策はありますか。

4つ目、マスクや消毒アルコール液等を、高齢者の家庭に提供してはいかがでしょうか。

5つ目、商工業等への影響はどうですか。

以上5点についてお伺いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員の1点目、新型コロナウイルス感染症への対応についての1つ目、新型コロナウイルス感染症に対する美浜町の対応の経過を教えてくださいについてお答えいたします。

令和2年1月16日に日本国内において初めて新型コロナウイルスによる患者の発生が確認されました。美浜町の対応の経過としまして、まず、2月5日に美浜町ホームページでの感染症予防について情報提供を行ってございます。その後、2月13日に和歌山県で県内でコロナウイルスによる患者の発生が確認されたことを受け、翌14日に町長、教育長、関係課長により今後の対応について協議し、同日全課長による第1回の連絡会議を開催、2月17日には第2回の連絡会議を開催しております。2月27日に首相が対策本部会議において「全国全ての小中学校、高校、特別支援学校に3月2日から春休みまで臨時休業を行うよう要請する」と表明されたことにより、翌28日に対策本部を立ち上げてございます。

これ以外にも適宜、関係課長会議にて協議を行ってございます。感染予防対策としましては、ホームページへの掲載、啓発用チラシの各戸配布、公共施設へのポスター掲示、消毒液の設置、町内放送による住民への啓発、町主催行事の自粛などを行っているところでございます。

2つ目、小中学校、図書館、公民館、福祉施設、避難所等の施設で使用する衛生対策用の消毒用品、マスク等の品目の備蓄体制はありますかについてお答えいたします。

福祉施設につきましては、各施設での管理になりますので備蓄につきましても施設での対応になるかと思えます。それ以外の施設につきましては、現在のところ消毒液、マスク等は町の備蓄により必要に応じて対応してきているところでございます。しかしながら、消毒液やマスクにつきましては備蓄数も限られております。今後は、状況に応じて対応していきたいと考えております。

3つ目、町内に発症が確認された場合、新たにする対策はありますかについてお答えい

たします。

県対策本部の方針としまして、個人情報保護の観点から、症例者の情報、居住市町、入院病院等、につきましては、報道提供資料でもございます新型コロナウイルス感染症発生報告（性別や年代等）以上の情報については、原則非公表とのことでございます。

また、疫学調査や患者の対応につきましては、保健所が行うことと示されております。万が一町内の事業所等で患者の発生が確認され発表された場合には、保健所の指示により対応することになります。

4つ目、マスクや消毒アルコール液等を高齢者の家庭に提供してはいかがですかについてお答えします。

現在、マスクや消毒液につきましては、備蓄数も限られておりますので配布の予定はございません。まずは、住民の皆様にご手洗い、うがいの徹底をお願いいたします。

5つ目、商工業等への影響はどうですかについてお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大は世界経済に対しても深刻な影響を及ぼすとの懸念が非常に強まっており、当町においても既にその実害として売上げの大幅な減少に見舞われている小規模事業者の方が存在します。一昨日、政府は第2弾の緊急対応策を発表し、感染拡大の影響で業績が悪化している中小・小規模事業者に対する実質的に無利子・無担保となる特別貸付制度を創設、事業の継続性を確保するための新たな政策が打ち出されました。地域経済への影響は必至、この政策の効果を期待するとともに、国主導による中小・小規模事業者支援策のさらなる拡充を望んでいるところです。先行き不透明な経営環境が続いています。町としましても、中小・小規模事業者の方々の把握状況に努めるものいたします。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） それでは再質問をいたします。

まずは、町当局の皆さんのご努力にも敬意を表したいと思えます。

今後、終息を願うところなんですけれども、感染者が増え続けている世界状況やオリンピックなど大規模な世界の人々との交流も控えている中で、なかなか終息しないとか一旦終息はしてもまた新たに広がるといった心配もされます。政府の次々変わるような対策、そのような変化の激しい状況の中で生活を制限していくようなとんでもない対応も求められることがあるかも分からずと危惧もします。

突然の全国小中学校等の休校は、先ほども話しましたように様々な混乱を生みました。本当に、学習状況がどうなるのかそれから儀式等はどうなるのか、それから子どもをちゃんと育つような形で見れるのかとか様々な声が出ていたと思えます。

そういう混乱を考えるのに、目的と理由そして科学的なまた合理的な視点を踏まえて説明されていればとか、また、一定、準備するような期間が、状況があればよかったのとの指摘も聞きます。そうであればスムーズに取り組めたものではないかなとも思います。

「〇〇状態のときにこんなペケペケ状態の対策を取る」など一定の方向性を明らかにして

知らせておくと、住民にとっては安心できて、構えたりそれについての準備ができるのではないかと思うんですが、また、落ち着いた生活対応につながるとも考えられます。とりわけ、市民に協力を依頼するようなことがあるならばよりそのことは重要ではないかなと思います。先日、御坊市内の幾つかの生活用品の販売店を巡ってみました。マスク、アルコール等の消毒品は本当に入荷予定がつかへんとかトイレトペーパーなどについては品物はあるんやけれどもなかなか流通がうまいこといかんのやとか、共通に話してくれました。各家庭、個人の対策として、厳しい状況はまだ続いていくんじゃないかなというふうに思われるんですけれども、その上で3点お伺いしたいと思うんですが、1つは衛生や予防用品の提供の予定はないということで話されたんですけれども、やはり今このような形でなかなか製品が手に入らず、中には、もうストックないんやて。マスク等の効果も様々な言い方がありますがけれども、飛沫を抑えるという効果では非常に高いものとして皆さんは捉えられていると思います。それで、消毒液も接触した物品の衛生予防には大きな成果も期待できますし、住民にも我々もその使用を呼びかけているところやと思うんです。また、高齢者の方が感染された場合には、重篤な状況になりやすいともいわれています。社会的に、さらに逼迫したような様子になれば、一層品不足でますます手に入りにくい状況になると思うんです。不安が高くなっていくばかりやと思うんです。

過日というか、湯浅町では65歳以上の方に1人1週間分として7枚の配布をするなどの例もありました。配布されていることが例えば分かっているならば、落ち着いて安心して生活をしていける部分があるんじゃないかなと思うんです。したがって、対策の一つとしていろいろ自分自身のもちろん手洗いとかそういうふうな習慣を呼びかけることも当然大切だと思いますが、やはり、既往症とか買物困難な高齢者の家庭で希望される家庭とかに、このようなマスクまたは消毒液等の提供できるよう、また今すぐできなくてもそのようなことがより状況が変化してきたときに対応できるような形で備蓄しておくのはいいのではないかなと思うんですけれども、そのことについて検討しませんか。それが1つ目です。

2つ目です。新たな対策を立てていくということがありましたら、また対応を進めていく上で事前にこんな対応ありますよとそういうふうなことを訴えられれば、予測の下で行動ができて対応もしやすいと思うんですけれども、そのような形の中で、そういう対応を進めていく上で危惧するところで、住民の生活を制限するような、移動が、外へ出たらあかんで絶対にとか、それからほかの形の中で自分の生活の権利を奪ってしまうような、抑えてしまうようなとか、風評や差別を生み出したり助長しないなど人権に配慮した対策・対応というのが求められるんじゃないかなと思うんですけれども、そういったあたりで新しい対策を立てる上でのその方向性というのはどのような考えを持たれているのかお伺いしたい。

3つ目です。先ほど美浜町内でも売上げの減少に見舞われているというふうな業者の方がいるということで話されました。政府の方では、無利子・無担保となる特別対応制度、それができたというふうなことでありますけれども、私もちょっと幾つかこの町内の中で

お話を伺いましたら、やはり中でも飲食関係がきつような感じをお聞きしましたが、2月以来、例えばキャンセルが続いて赤になったんやとか、3月、4月も今のこの時期やったら送別会とか新入歓迎会ですか、そんないったところで様々な行事、飲食依頼というのがあるんやけども、なかなか既にキャンセルも入っていてというふうな声もお聞きしているんですけども。国の方策もそんな形で慌てるような形もありますけれども出されてきて、対応がでもなかなか難しいかも分かりませんが、この状況が長引いて被害が深くなっていく様子というのも考えられるんじゃないかと思うんですけども。お聞きする中では、そんなような状態になったときに借りようかなと思ってもなかなか体力というんですか、自分自身のその抱えていく、それを借りて返していくのがなかなか厳しいんやとか。かつて1回借りていたことがあってそういう経験があったりとか、途中で条件を変更する形で借り受けるということがあったら、次に借り受けるのが非常に厳しい審査があったりするんやと。そんなところで、なかなか手を出しにくいといったお話も聞くんですけども、そんな中でお聞きしたいのは、フットワークのよいのはやっぱり町じゃないかなと思うんですけども、その町独自で一定の貸付けなりとか休業に関わっての支援補助というんですか、そういったことの検討する考えはあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 森本議員の再質問にお答えいたします。

希望される家庭に提供できるよう検討しませんかということでございますが、私どもの、今、備蓄数でございますが、提供できるほど備蓄数もございません。それと、新たな入荷についてもめどが立っておりません。今、必要なところに消毒液などは置いておりますし、もちろん町の施設にも置いてございます。また、それがなくなれば補充もしていかないとはいけませんので、今住民の方にお配りするという事は検討しておりません。

それと、方向性、新しい何か方向性ということでございますが、住民の生活、制限されるのではないかとということでございますが、私どもについては外出禁止とかそういうことはまだ言ってもありませんし、もちろん外出していただいても、とにかく今放送させていただいています手洗い、うがいをしっかりしていただくという啓発しかないのかなということでございます。

それと、ちょっと先ほど言い忘れましたが、マスクについては今皆さんこのマスクではなくて、このマスク売ってなければハンカチで自分のところで作ったりとかそういう取組もしているようでございますので、またそういうことが広報に載せられればいいかなとは思ってございます。

それと、売上げの減少につきましては、本当に日本の経済、止まってしまうん違うかなというくらい私も心配もしているところなんですけど、町独自の貸付けの検討は今のところ考えはございません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 備蓄、町自身に抱えている例えばマスクとかそういうふうな衛生用品についてはなかなか厳しいというのも理解はしますけれども、ただ、状況が変化していく中で、自己で対応していくというのがなかなか厳しい状況が出てくるのでこの問題がいつ頃まで続くのかというのが本当に不明なものでありますから、今すぐできなくてもそういうふうなことをちょっと頭に置いていただくのがあるがたいかなと思ったりもするんですけれども。

売上げ等の問題についてでも、これもほんまに読めないところがあると思うんですけれども、どんな対応をしていくかということで、国の制度を進めていくにしても、そのときそのとき変化が早いのでできるだけそのことを伝えられるような体制、窓口そういうふうな強化というものがいるのではないかなと思うんですけれども、その点について、その相談窓口というんですか、そういう状況をどういった形でつくられているのかをちょっとお伺いをしたいなというのが1点です。お願いします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） どんな窓口をとということでございますが、商工会と連携しながら把握に努めたいということでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 商工会とということでありますけれども、積極的な形でより広い窓口をつくられて、こういう声を聞いていただけたらなと思いますけれども。

経済の状況の改善の一つは、やっぱり消費を戻すと、拡大をすると、そこが長いスパンで見ても必要ではないかなと思うんですけれども、そのために消費購買力の向上をどう進めるかということがなかなかすぐ効果の出るものじゃないと思いますけれども、そのような形で底支えしていくようなことが必要ではないかと思うんですけれども、その中で消費税というのは非常に大きな形になってかぶってあると思うんです。そのことも含めて対応ができればいいかなと思うんですけれども、消費税の減税というのは大きな選択肢やと私は考えるんですけれども、そのことを国に求めてもらうような考えはございませんか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 今の森本議員のお答えですが、減税を私どもが求めていくということは今のところありません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 次いけますか。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 次の質問に移ります。

小中学校の休校措置と今後の対応についてです。

先ほども触れましたが、安倍首相は全国の小中高校・支援学校の休校を要請し、和歌山県知事もそれに呼応して各自治体に要請をしました。全国でこの一律の休校決定によって

様々な問題・課題が出ています。美浜町は2小学校1中学校で休校としました。

そこでお伺いします。

1つ目は、小中学校の休校及び休校期間を決定した判断理由を教えてください。

2つ目、このたびの休校の解除、また新たに休校を行うような場合どのような状態で判断されますか。3月3日の国会での文部科学大臣の答弁には「学校を開くのは設置者の判断」ともありました。

3つ目です。休校中に登校、登園されている児童、園児、また学童保育に参加している児童にマスクを配付する予定はありませんか。

4つ目です。町役場、小中学校、ひまわりこども園、図書館等々の教職員で子どもさんを家庭で見ることが困難で休まざるを得ない教職員の方が出たときの休暇とか賃金の扱いはどうなっていますか。とりわけ、臨時職員さん、非常勤職員さん、会計年度職員さんの場合はどうなりますか。

5つ目です。学童保育で午前中も見れるように検討はしないのですか。また開設のための学童保育への支援策はありますか。

6つ目です。小中学校では休校解除後や新学期には勤務の増加が予想されます。教職員の増員を要すると思いますが検討すべきではありませんか。

以上6点お伺いします。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 改めましておはようございます。

ただいまの森本議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の1番目、2番目につきましては重複ところもございますので一括してお答えさせていただきます。

まず、小中学校の休業期間を決定した判断理由でございますが、森本議員ご承知のとおり、今回の臨時休業措置は、2月27日夕刻に発表されました安倍首相の「全国全ての小中学校や高等学校・特別支援学校を3月2日から春休みまで臨時休業にする」との要請に対応したものです。この要請への対応は、まず2月28日午前には和歌山県教育委員会から県立中学校、高等学校、特別支援学校を3月2日から春休みまで臨時休業にするるとともに、県下の市町村、教育委員会に対しては県立学校と同様に適切な対応を取るようという指示がありました。このことを受けまして、2月28日午前10時に臨時校長会を招集し対応について協議しました。県教育委員会の指示どおりに3月2日から3月24日まで臨時休業にすること。ただし、今後の感染の状況が変化し国または県から新たな指示が出た場合は変更もありえること、ひまわりこども園は通常どおりの対応をする。卒業式、卒園式は予定どおり開催するが出席者や式の内容は感染に留意し、規模をできるだけ縮小して実施することを確認しました。

この対応の法的根拠としましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条で「文部科学大臣は都道府県または市町村に対し、都道府県教育委員会は市町村に対し、

教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導助言または援助を行うことができる」に依拠するものと考えてございます。

次に、森本議員ご指摘の3月3日の国会での文部科学大臣の答弁「学校を開くのは設置者の判断」は、参議院予算委員会での文部科学大臣答弁にある「自治体の判断を尊重したい」を指すものと存じます。私どもとしましても、感染抑止のための対応として取った臨時休業措置による現場、子ども、保護者の混乱は重々認識しておりましたが、その必要性や期間の妥当性について専門的、科学的な知識を全く持ち合わせていない中では国及び県の方針、指示に同調して取り組むことが妥当と判断した次第です。

したがって、休業の解除、新たに休業を行う場合につきましても、県・国の方針に基づいて対応したいと考えております。

3番目の休校中に登校、登園されている児童、園児または学童保育に参加している児童にマスクを配布する予定はありますかでございますが、休業中に登校する児童並びに学童保育に参加する児童につきましては、基本的にマスクの着用をお願いしております。事情によりマスクの着用ができない場合は、それぞれの備蓄分で現在のところ対応しております。したがって、マスクを配付する予定につきましては現時点においてはございません。

続きまして、町役場、小中学校、ひまわりこども園、図書館等の教職員で子どもさんを家庭で見ることが困難で休まざるを得ない教職員の休暇や賃金の扱いはどうなっていますか。とりわけ臨時職員、非常勤職員、会計年度職員の場合はどうなりますかでございますが、町臨時職員につきましては、美浜町一般職の臨時職員等の勤務条件に関する規則に基づき、特別休暇と賃金補償が認められていませんので、現状では年次休暇での対応となります。また、地方自治法施行規則の改正により、町臨時職員は4月から会計年度任用職員に移行されますと特別休暇が認められるようになります。教職員、町正規職員につきましては、特別休暇が認められています。

5番目の学童保育で午前中も見られるように検討はしないのですか。開設のための学童保育への支援策はありますかでございますが、本町の場合は学童保育を民間委託で実施しており、保育は契約に基づいて実施していただいています。また、スタッフへの負担等にも配慮が必要であり、容易に保育時間を延長することはできません。

しかしながら、このたびは緊急事態であるということをご理解いただきまして、平日は12時から保育をしていただいています。そのため、午前中は教員が学校で対応しています。なお、学童に登録していない児童につきましては、保護者からの相談あった場合、学校で個々に対応しています。

6番目の小中学校では休校解除後や新学期には勤務の増加が予想されます。教職員の増員を要すると思いますが検討すべきではありませんかでございますが、このことについて学校長とも相談したところ、このことに対応するために特段教職員の勤務時間や業務量が増加することはないであろうとのことです。したがって、特に増員する必要はないと

いうふうを考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） それでは、再質問をお願いします。

本当に突然の対応で苦慮された、もちろん教育委員会も先生方も子どもたちもだということ。本当に皆さんに敬意を表したいと思います。

ただ、やはりそれまでのことから今の対応について検証もしていくことも大切ではないかなと思います。その上でお聞きします。

今回の休業の判断について、科学的で合理的な説明があれば対応もスムーズになっていたのではないかなと思いますし、皆さんもそのことを求めてみたのではないかなと思っています。要請した県や国にこのような説明をきちんと求めることも大切ではなかったかなと思うんですけれども、学校保健安全法第20条に沿ってそれぞれの学校の実情をそこに鑑みて判断すべきではないかなと考えますがいかがでしょうか。

2つ目です。文部科学省からの3月2日の子どもの居場所の確保に係る衛生管理についてという指針がございますが、その中ではマスクの手洗いや咳エチケットなどの徹底もうたわれています。そのことで、先ほどお伺いした中では忘れてきたりする子には学校やそこでの備蓄をお貸ししているということだったんですけれども、やはり今、突発的なことでもあります。ぜひ、この供給不足のところでもあるんですけれども、少なくとも配布をやっぱりできるようにはすべきではないかということでもう一度お伺いします。

3つ目です。臨時職員さん、非常勤職員さんの家庭で子どもさんを見なければならなくて休みを取れない教職員の方の休暇についてなんですけれども、やはり突然のなかなか予測できない中でその状況をどうしようかということに対応され、苦慮されて休まれているわけです。降って湧いたような形ですので、個人の思いで使える年次休暇で解消するというのはやっぱり違いがあるのではないかなと思うんです。今、文部科学省のほうの中等教育財務課長から令和2年3月5日発行の第36号という教育委員会への通知がありましたが、その中には常勤、非常勤を問わず有給の取扱いとするとともに休暇の取得について配慮をというふうな形で述べられていました。やはりそういう形ができるのであれば、ぜひとも検討していただく必要があるのではないかと、その点についてお伺いしたいなと思います。

4つ目です。教員加配に関わってのことですけれども、先ほど学校長さんのほうは特に変化なくていけるでという話でお聞きしたんですけれども、僕はこのように思ったんです。学校長さん随分遠慮なさったんやというふうな思いが強くなりました。

先月、文教厚生委員会で学校訪問をさせていただきましたですけれども、そのときにどの学校も勤務時間付近で帰られている人はほとんどいないという状況でもあったと思うんです。6時以降がほとんどの様子で、持ち帰りのお仕事もあるようです。全国的な様子も共通した形であります。それ以上の方もいらっしゃるということですが、細かい

内容についてはなかなか私も捉えることはできていませんが、今教職員の長時間労働が問題となっている折で、もちろん我が町も同様やと思うんです。今回のこの休校の係る中では、20日ほど学校へ来る期間が減少しているわけで、それに対してちょっとお聞きしたところでは、中には新学期にその旨の補充、もちろん今宿題等で対応してやっているということもお聞きしていますけれども、やはりそれを一定教師の入る中で対応していくというふうな状況をお伺いしておりますが。そんな中で新たな忙しさというか、増えることにはなると思いますし、毎年やっておるべき内容、4月当初って大変な、新入生を迎える中でとかいろんな行事も入ってくる中で、ばたばたしている時期でもあると思うんです。新学習指導要領については今年本格実施だそうですけれども、新しい教材作りやとか研究作成とか実施とか例年どおりやるならば全国学力テストに対しての対応もしていかななくてはならないと。また、こんなことも聞くんですけれども、国の政策方針で1人1台のパソコンなりタブレットなりが導入されるというふうにお伺いするんですけれども、そんな新しいことで管理対応やそれを子どもたちに学ぶ教材として使っていくために新しい教育方法やとか教材作りとかは予測のしにくいところが増えてくると思うんです。

また、4月では職員の異動もあります。そんなところで、交代のときにはやはり随分と時間と努力の要る作業が続くことにはなると思うんですけれども、様々な勤務待っていると思うんです。通常と異なる業務の増加はやっぱりあると僕は思っているんですけれども、そんな折なので、やはりぜひとも、少なくとも昨年的人数、維持はしていただく、そしてさらに定員を、県に働きかけていただく、または町独自で何とか頑張っていただくというふうなことの対応をできないのかと思います。それでちょっと検討いただけたらと思うんですけれども、文科省もそのことは認めているようなんです。令和2年2月28日の文部科学事務次官の通知に今回のコロナ対策に関わっての中で加配の要望について相談を受け付けるというふうな記述を見受けたんですけれども。やっぱり、教員が落ち着いた状況で勤務されると子どもさんへの教育も充実していくことにもなると思うので、ぜひとも加配の要求を求めていただけたらなと思うんですが、その辺の見解を再度お願いしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） 森本議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、学校保健安全法第20条との関連でございますが、これは現在のところ各学校において喫緊に臨時休業にしなければならないという状況では確かにないかというふうに存じます。ただし、この対応につきましては、先ほども申し上げましたように全国的な流行、感染抑止のためにということで取られている措置でございます。それに鑑みまして、国及び県の指示を尊重というんですか、したいということでございます。繰り返しになりますけれども、私ども独自としてそれをきちんとした科学的根拠等を持ち合わせておりませんし、そのすべもないということでご理解いただきたいというふうに思います。

続きましてマスクの配布でございますが、これは各学校にも若干の備蓄はあると聞いて

おります。ただし、これを一律全児童・生徒に配布するだけのものではありません。したがって、先ほども申し上げましたように、できるだけ各家庭で準備をしていただきたいんですけども、準備ができない子どもさんにつきましては学校のほうでまた学童でも対応するとそういうふうな形を現在のところ取らせてもらっている次第です。

続きまして、臨時職員のことをございます。これは教職員につきましては森本議員おっしゃられましたようにこれは全て特別休暇で対応してございます。ただし、町職員につきましては先ほども言いました町の規則ということになってございます。

続きまして、加配のことをございます。議員おっしゃられますように年度当初いろんな業務量が増加する、これはこの臨時休業措置に関するものでなく、通年のことをございます。したがって、先ほども答えさせてもらったんですけども、この臨時休業措置が解除されて再開されることによる新たな業務というのは今のところないであろうということです。そういうふうにご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

臨時職員の休暇についてですが、配慮はできないかという質問でございます。現在の規則上は年次休暇の取扱いとなっているところをございます。しかし、昨日ですが、和歌山県のほうからメールが届きました。それによりますと、各地方公共団体において国家公務員と同様に常勤・非常勤を問わず有給の取扱いをするとともに、休暇の取得について配慮いただきたいこととメールのほうに記載のほうがされておったところをございます。今のところは対象者がいてませんけれども、今後対象者が出てくれば特別休暇の規則の改正とかを行いまして配慮のほうをしていきたいと考えているところをございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 再々質問1つだけお願いします。

感染予防のためには、移動場所を少なくすることは重要なためと捉えます。もし、感染があった場合に感染経路までできるだけ正確に明らかにしていくことが求められると思うんです。そういう意義からも学童保育、でき得るならば午前中もお受けしていただけるような形で進めるのがベターではないかなと思うんですが。過日、国は午前中から預かる場合の1日当たりの支援というんですか、30,200円の全額国負担の補助を発表されているんですけども、それが使えるのかどうかということも含めて検討はできないのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（谷重幸君） 教育長。

○教育長（塩崎善彦君） お答えします。

今、森本議員おっしゃられた国の補助制度については重々承知しておるところです。

ただ、先ほども申し上げましたように現在のところ学校で午前中に十分対応できており

ます。それを私は学校のある意味での責務ではないかなというふうにも捉えている次第です。ですから、本町では学童と学校が連携しながらこの状況に対応するという、そういう意味におきましても国の制度を使うまでもなくこのままいけるのではないかなというふうに思います。その感染経路ということにつきましては、学童あるいは学校で対応してもそれについては、特段問題はないのではないかなというふうに今のところ考えます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） この件については以上で質問を終わります。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は1時30分です。

午前十一時四十三分休憩

———・———

午後一時三〇分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

午前中に続き、森本議員の一般質問を続けます。8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 3つ目の質問に移ります。

非核自治体宣言のアピール看板の作成と設置を。

3月1日は、3.1ビキニデーと言われていますが、1954年3月1日は、第5福竜丸はじめ太平洋で操業していた多くの漁船が、アメリカの水爆実験により放出された放射能を大量に浴び、久保山愛吉さんが亡くなられ、乗組員が急性放射能症により闘病を余儀なくされた事件が起きた日です。

この事件を機会に、大量の破壊兵器である原水爆をなくそうと、原水爆禁止の運動が始まり、今やその運動は世界に広がっています。とりわけ唯一の被爆を受けた日本では、被爆された人たちが構成された団体はじめ、様々な平和を求める団体、住民が二度と広島、長崎のような状況を繰り返すまいと、署名行動や宣言要請など様々な取組をし、進めています。

一昨年、2017年には、国連で原水爆禁止条約が採択されました。国連軍縮担当上席代表は中満泉さんでした。現在、35か国が批准しており、50か国に達すれば条約が発効します。

美浜町もこの平和を求めることを日本国憲法の趣旨を基に理解され、市民の運動を励ましてくれています。そして、1987年に非核自治体宣言を採択し、アピール看板を設置し、平和を訴えてきました。しかし、残念なことに、このアピール看板は撤去され、現在ありません。

今年は国連で5年に1度開かれる核不拡散条約再検討会議が4月に行われます。それに伴って、ニューヨークで原水爆禁止世界大会も予定され、日本からも多くの市民が参加し、討論に加わります。和歌山からの参加者もいます。

美浜町の平和を求めている姿勢を看板などの目に見える形で表明し、アピールすることは、平和の尊さを知らせることであり、平和を求める運動をする人々を励まし、町民の誇りともなります。

そこで、お伺いします。

1つ、設置されていた看板の行方はどうなっていますか、2つ目、新たな看板や記念碑の作成と設置に取り組む考えはありませんか、お伺いいたします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 3点目、非核自治体宣言のアピール看板の作成と設置をの1つ目、設置されていた看板の行方はどうなっていますかについてお答えいたします。

美浜町における非核自治体宣言については、昭和62年10月2日に議会からの発議により議決されてございます。

以下、宣言文を読み上げますと、非核・平和自治体宣言に関する決議、「いま、核保有超大国による核軍拡競争はますます激化し、世界の平和と安全に重大な脅威と危機をもたらしている。したがって、核戦争を阻止し、核兵器廃絶こそ、全人類の死活に関わる最も重要で緊急な課題となっている。わが国は、世界唯一の核被爆国であり、この地球上にヒロシマ、ナガサキの惨禍を再び繰り返してはならない。この核兵器の廃絶こそ、私たち美浜町民の共通の願いである。私たちは、平和を愛するすべての国の人々と共に、真に恒久平和を実現することを決意し、ここに『美浜町非核平和自治体』の宣言を行うものである」と決議されています。

そこで、設置されていた看板の行方はとのご質問でございますが、以前は役場前県道の歩道付近に「非核自治体宣言の町 美浜町」という看板が立っていましたが、時代の経過とともに看板の腐食が進行し、使用不可能なため、役場庁舎の裏に置いている状況でございます。

2つ目の、新たな看板や記念碑の作成と設置に取り組む考えはとのご質問でございますが、平成29年度には、町で非核・平和自治体宣言に関する決議が議決されて30年が経過したことにより、広報みはま10月号に決議文を掲載し、改めて住民の皆様へ周知を図ったところであります。

また、令和元年度では5月22日、2019年原水爆禁止国民平和大行進の出発集会に、私と総務政策課長なども立ち会い、メッセージを伝達させていただいたところでございます。

私も世界平和を願う気持ちは共通の認識でございますが、現時点において、新たな看板や記念碑の作成等に取り組む考えはございません。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 再質問に移ります。

今、ご答弁いただいた中で、今年の平和行進、勤務もお忙しい中、町長はじめ役場職員さんたちも立ち会っていただきまして、本当にありがとうございます。原水爆禁止の世界

大会成功に向けた運動に賛同のメッセージ等もいただき、ありがたく思いました。本当に美浜町の平和を求める姿勢に敬意を表します。そして、核兵器をなくす運動への理解と励まし、町自ら平和を求めている姿勢を示していただいたものとして、住民の方々も誇らしさと喜びを感じられているところだと思っています。

今、世界を見ますと、北朝鮮の核問題や核保有国アメリカ、ロシアなどは、新たに使える核ミサイルを造ったり、中国を含めて核保有国間で対立が生まれているなど、非常に核軍縮が不安定な状態になっているところがあります。

一方で、2017年の核兵器禁止条約の発効には、現在35か国と着実に前進していることもあり、また昨年、ローマ教皇が来日されて、核なき世界の実現に向けて相互不信の流れを壊さなくてはならないと訴えられたように、平和を求める力も進んでいます。この禁止条約が成立したのも、日本を先頭に核兵器の禁止を求めた人々の働きが大きな役割を果たしていると思います。この住民運動は、まさしく世界に働きかける運動となって、日本から世界へと、美浜町から世界へと、ぜひその意義を持っていただけたらと思うんです。

そのような中で、平和を求める世論を大きくするためにも、美浜町の平和を求める姿勢と意思を形で表現していただけるとありがたいかなと思っていますけれども、広報でもお知らせいただいたとおり、私も拝見させていただきました。でも、年に1度とか、そういう形にもなります。ぜひとも、ずっと皆さんに訴えることができる形で表していただけたらと思います。

そこでお聞きします。作成に踏み込めない理由をお伺いいたします。2点目、作成の意義はどのようなものとお考えですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 私どももやはり啓発等にとりまして、特に看板で啓発していこうという気持ちというよりも、皆さんにお知らせするのであれば、今後もホームページに掲載したりとか、そしたらホームページもずっと掲載できますし、今後も平和行進の出発式に参加したりと、そういうふうなことで進めていきたいと思っているからでございます。

○議長（谷重幸君） 8番、森本議員。

○8番（森本敏弘君） 作成の意義についても考えていただけたらと思いますけれども、自治体宣言をしているところの看板にも様々なものがありまして、石柱、それから柱を中心にこしらえたものとか様々あります。その中で我々としたら、例えば町内の敷地に飾っていただくとかもあつたりすると思いますけれども、例えば、煙樹ヶ浜の壁面にやらせるような形で描いて、皆さんでデザインをしていただけたらとか、そういうふうな形もいいのではないかなと思ったりもしています。ぜひともそのようなことも今後、新たにまた考えていただいて、進めていただけたらということをお願いいたしまして、質問を終わります。

○議長（谷重幸君） しばらく休憩します。

再開は1時55分です。

午後一時四十一分休憩

午後一時五十五分再開

○議長（谷重幸君） 再開します。

7番、谷進介議員の質問を許します。7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い2項目の質問をいたしたいと思っております。

その前に、過日3月11日をもって丸9年を迎えました、東日本大震災の犠牲者の方々1万5,000有余人、また、関連死を含めまして1万9,600人という数字が思い浮かべられます。また、行方不明者の方を加えますと2万2,000有余人、行方不明の方には早急に確認がされることをお祈りするとともに、亡くなられた方には心より哀悼の意を表したいと思っております。また、いまだ被災されている方も4万7,700何がしかの先日新聞を見ましたが、その方々の早期の解決も心に留めて、しっかりと応援なりしていきたいと考えておる次第であります。

まず1項目め、先日、この議場でありました町長の施政方針、また本議会の令和2年度一般会計予算、さらには、先日いたしました文書質問への回答より、質問を2点ほどいたします。

1点目は、施政方針で述べられたスローガンのうち「一人の犠牲者も出さない」については、どのような災害を対象にしているのかお聞きしたいです。また、これは私の見解ですけれども、シェルターベッドの設置をすべきと考えておりますが、いかがでしょうか。

2点目は、スローガンのうち「優しい」まち美浜より、高齢者世帯に対し、買物やごみ出し等、日常生活を助けるための制度の確立をすべきではないかと考えますが、いかがですか。

以上、答弁よろしく申し上げます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員の1項目、施政方針、予算書より、1点目の予想している災害について、スローガンのうち「一人の犠牲者も出さない」について、どのような災害を対象にしているのかについてお答えいたします。

私の考える災害とは、地震、津波、風水害や土砂崩れなど、自然災害を対象としております。自治体の使命である住民の生命、財産を守り、自然災害から「一人の犠牲者も出さない。災害に強いまちづくり」を目指してまいります。

次に、議員がおっしゃる耐震ベッド、耐震シェルターにつきましては、地震により住宅が倒壊しても、安全な空間を確保するために非常に有効であると考えております。本町でも、平成29年度より耐震ベッド、耐震シェルターの設置補助を予算化しております。しかしながら、現在のところ町内での設置実績はございません。

今後とも耐震診断で診断基準を満たさない住宅におきましては、耐震改修、耐震ベッド・

シェルターや家具転倒防止器具の取付けなどの補助を活用していただくような取組をしていかなければならないと考えています。

2点目、補助制度については、日常生活を助けるための制度の確立をすべきでないかというご提案でございますが、高齢者の買物など移動手段の不便さの声も聞いていますし、何とか解消したいという気持ちはございます。ごみ出し等も、以前に地域包括支援センターと社会福祉協議会が地域のニーズ調査を行い、ごみ出しが困るといった声が出ていたことも聞いてございます。また、これら以外にも、高齢者の方からは地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくため、様々な生活支援や介護予防、社会参加の必要性ニーズが出てきております。

本町といたしましては、これらのニーズを踏まえて、ボランティアや地区の集まり、通いの場など様々な主体が連携しながら、高齢者の生活支援や介護予防の充実も推進すべく、その体制づくりを検討しているところでございます。

具体的には、地域包括支援センターでは、介護保険での生活支援体制整備事業により、地域における支え合いの体制づくりを目的に、住民の方を対象にしたフォーラムの開催や、モデル地区を決めてグループワークを開催し、生活支援の在り方や社会資源の開発について、住民の方々と一緒に考えていきたいと思っています。またその前段階として、県内外での生活支援の取組について、情報収集することも考えてございます。

今のところは周りが助け合い、支え合いが広がって、安心して暮らしていける体制の仕組みづくりに努めたいと考えてございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） では、少しちょっと突っこんで再質問したいと思います。なかなか原稿を書いていないので、思いつきでしゃべるかも分かりませんが、ご容赦ください。

まず、考えている災害、当然、自然災害だろうと思います。これを注意深く少し区分けしてみますと、地震、津波というのは、まず予測ができない。まず防御もできないと思います。ところが、いわゆる風水害や土砂崩れ、土砂崩れも緊急性あるかも分かりませんが、昨今ある程度予測、予報も出るような状況もあります。そうすると、そういう予測、予想が出るのであれば、ある程度少しの対策が立てられて、時間的なところが稼げるということは、犠牲者がゼロには近く、そういう施策ができるだろうと思います。

ところが、地震、津波、津波もタイムラグがある場合もありますが、我々ここに住んでいる者として、一番の大きな恐怖というか頭に置かなければならないことは、南海トラフによる巨大地震でしょう。午前中の同僚の碓井議員の質問にもありましたように、地震が約6強から7、震度が、それが数分間、長ければ7分も揺って、その後、数分で到達すると。だから数分での猶予しかないわけです、津波の場合は。ところが、地震の場合は、ドンというたらそのままもうすぐです。

そこで言いたいのが、和歌山県の地震被害想定調査、これ概要版ですが平成26年3月版、昨年出ましたね、内閣府の令和元年6月版というのは。この和歌山県の古いのを見ま

すと、すみません、私も不勉強で全然分からなくて、地震・津波対策特別委員長を拝命しているにもかかわらず、自分の不明を恥じている次第ですけれども、その中で、和歌山県の中で美浜町は、人的被害が最も多い市町村、巨大地震の場合で第3位です。建物被害は、巨大地震だと全壊率がトップです。避難者数も、一番多いと言われる巨大地震の避難者数は、美浜町が避難者率でトップです。ちなみに、建物の全壊率は77%を予想されています。

この80%弱を念頭に入れていただいて、先般、文書質問させていただきました。町内の建築基準法の旧基準、新基準というか、この境目で分けて件数がどれだけですかという質問をさせていただきました。専用住宅、あとアパート等々合わせて総戸数が4,254、新耐震基準が約半分で2,093、旧耐震基準が1,077、不明が1,084、答弁いただいた私が。シェルターベッドの補助をじゃないんです。犠牲者を出さないというお考えであるのであれば、この旧基準のところにも全て配布すると、それぐらいのことを首長として考えられたらどうですか。犠牲者を1人も出さないというスローガン、目的を持っているのであれば。

ちなみに費用、この辺は、防災担当の方が詳しいでしょうけれども、調べると単純にベッドいっぱい出てきます、大体200千円強から、七、八十万円ぐらいまで。びっくりしたのが楽天で売っていますねウェブで、簡単に。ただ数十万円です。その中には1m強の立方体の中に頭だけ入れてあと寝てしまうと、いろんなのがございますが、それぐらいの費用であります。

何が言いたいかと突っ込んで言いますと、要は犠牲者を1人も出さないというのであれば、現状の被害の想定だと、やはりもう地震に特化するしかないんじゃないですか。いろんな施策、先ほど来、同僚議員のいろんな質問の中にもありましたが、一時避難所、それは皆さん助かって、用意ドンで来るのが前提でしょう、先ほど来おっしゃっているのは。その前に避難ができる状態にならないじゃないですか、最初の地震で命が守られなければ。それで高台避難タワー云々、確かに必要ですよ、欲しいです、はっきり申し上げて。でもその前に、皆さんが地震で命を守られなければ何にもならないでしょう。そこのところ、いまだ議論とか深くいろんな意見を聞いたことがないんです。自分も突っ込んだことがなかったです、対策特別委員長でありながら。

ふと先般、1月に1.17、神戸のほうの慰霊祭に少し参加させていただいて、そのときにはたと気がついたんです。神戸の場合は直下型で、地震の揺れもほんの2分もなかったぐらいじゃないんでしょうか、あつという間の圧死が90%程度。

美浜町で碓井議員がおっしゃっていたように、6強から7の震度があれば、答弁いただいた1,000軒程度はあつという間に潰れるんじゃないですか。和歌山県の被害想定、全壊率77からすると3,000戸が全壊するみたいな、これは多分、津波被害での全壊も入っているのかも分かりませんが、地震で全壊とは書いていけませんので、違うわ、これ巨大地震と書いてあるからそうかも分かりません。3,000軒が全壊するという予想な

んです、平成26年度版で。

じゃ、その3,000軒、1軒お独りだとしても、そこを何もせずに順序が違うのを見過ごしてきた、我々議員のほうにも責任があるのか知りませんが、少し考え方を変えるべき。地震のときの家屋、建物の倒壊から防ぐ方法を私は今回申し述べているわけで、その件に関して再度答弁を求めます。

それと、「優しい」まちのほう、これはご答弁のほうで総花的にいろんなお話をいただきましたが、私は取りあえず、ごみ出しというか生活ごみ、要は生活が自然にできるという環境を整えるのが公衆衛生の観点、そういうことから大事かなと思って、今回ご提案した次第です。

私が考えているのは、やはりコミュニティーが中心だろうと。そうするとコミュニティー力も上がりますし、防災上のほうもいろんな観点で、だから一石二鳥、三鳥、四鳥になると思って、これを提案したんです。

もう一点は、令和元年11月29日付の事務連絡はご存じですか。総務省自治財政局調整課から、各都道府県の市町村担当課宛てへの文書。「高齢者世帯に対するゴミ出し支援について」、特交で2分の1、0.5措置されるという。ご存じですね、高齢者ごみ出し支援ガイドブック、事例集、これ、平成29年の文書です。国立環境研究所というところから出ている。これネットで見たらすぐ出ます。

大体500市町村ぐらいが支援をやっているらしいです。いろんな事例を見ますと、仮にですけれども、受益者、つまりごみ出しをお願いする方も1割程度負担していただくとか、そんなふうに考えれば、本当、数十万円の負担、2分の1特交処理がされるのであれば、十分検討に値すると思うんです。

そこで、そうすると町長の答弁にあった、介護保険のほうのヘルパーさんとか、そちらのほうは逆に振替という用語が、財源の振替じゃないですけれども、そういうことも考えられると思いますので、その点いかがですか。再答弁を求めます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員の再質問にお答えいたします。

1人も犠牲者が出ないと言うんだったら、ここまで考えなあかんの違うかというご提言をいただきました。私ども美浜町地域防災計画にも、「津波から住民の命を救い、死者をゼロとするため、住民1人1人の避難を支援し、津波避難困難地域の解消を目指す」と、こう書かれております。やはり、どこの首長もこういうことになれば、1人の犠牲者も出さないという、こういう希望とともに目指していくというのは当たり前なんかというように感じておりますし、そうしていくつもりでもございます。

そのシェルターにつきましても、補助をどう考えているんだということでもございますが、一応、予算化しておるところで、今のままこういう補助を活用していただけたらなという、広報をしっかりとしていけないといけないのと、あと、まず家が潰れない、こういうことが大事だと思うんです、ベッドよりも。だから、まずは倒壊しないことが一番大事なんで、

耐震診断、耐震補強、これをしっかり進めていきたいなとは思っております。

先日も区長会で、兵庫県の北淡町の野島断層に視察に行かせていただいて、語り部の方にもお聞きしますと、地域コミュニケーションができていて、どこのおばちゃんはどこに寝ているとそういうことも分かって、皆さんでそこら辺をすぐに探せたんで死者がゼロだったんだとそういうお話も聞きまして、本当に議員おっしゃるように、地域コミュニティーというのは、災害にも強く、本当に一石二鳥だと本当に思っておりますので、この地域コミュニケーションを強く本当にしていきたいなということで、私、この間も今度の第6次美浜町長期総合計画のヒアリングでも、やはり向こう三軒両隣、昔の長屋生活やないけれども、そういう地域でのつながりを持っていけたらなというお話もさせていただいたところでございます。

だから、先ほどからお話しさせてもらったとおり、今は家が潰れないような、まずは耐震診断、耐震補強、これをきっちりしていただき、本人もお金がかかることですから、なかなか難しいとは思いますが、これを進めながらシェルターの設置補助の活用もしていただけたらありがたいなとは思っているところでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 2つ目。

○町長（藪内美和子君） すみません、ごみ出しの件につきましても、そのことにつきましては単身の要介護者、障害者などのごみ出しが困難な状況にある世帯に対するということで、限定されているかと思えます。

やはり、高齢者全体に関わっていこうと思ったら、先ほどの答弁にもありましたが、地域のコミュニケーション、地域力、これを生かしていけたらいいかなという考えでございます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 順に。町長、建物が壊れない、まさにそのとおりでと思うんです。でもそれは、県費か何かで耐震診断がほぼ無料でできる、その時代のときのお話じゃないんですか。一向に進まないから、何年も何年も。診断は受けても、いざ耐震の施工にはとにかく数百万、莫大な費用がかかるから全く進まないというのが何年もあって、それだとレスキュールームやと。一部屋だけでもしましょうかと、今回資料を持っていますけれども、四畳半で百数十万円、12畳で3,000、4,000千円ぐらいかなというような、それもその一部屋だけでも戸帯が潰れないようにしようと。

それでも全然進まないから、いわゆるレスキューベッド、僕が言うようにレスキューとかシェルターベッド、シェルターの中でもさっき言った1mの立方体の云々と。本当に命を救いたいからそういう案が出てきているわけです。それを今さら全体の建物が云々と、中でどんな打合せしているんですかと言いたくなるような、今の答弁です。

数百万円から10,000千円近くかかるから、ほぼその施策を諦めたんじゃないです

か、現実的じゃないということで。防災企画課長が答弁してくれてもいいですけども、だから、現に本当に助ける、1人も犠牲者を出さないというあなたのスローガンに僕は賛成なので、こんなふうにしたらという話を、釈迦に説法かも知れませんが持ち出した次第です。その辺をもう一度というか、しっかり考えているのかどうか少し疑問符が頭に湧きます。今さら建物を耐震化工事をして云々というようなことになれば。10,000千円、誰が出せますか、出せる人が多いですか。1,000千円未満の話でもなかなかというようなことが、もう現に皆さんの常識でしょう、役場の職員さんであれば。だからこの話になってきたんじゃないんですか、だんだん。部屋からベッド、ベッドも大きなベッドからシングルの小さなベッドというような話まで。真剣に考えているかどうか疑問を持たざるを得ません。

高齢者のごみの話、特交が出るのはおっしゃるように単身の要介護者云々ですけども、そこだけでもこちらのほうで手当てをすれば、その分いろんな手だてが、また話が出てくるのではないかと思うんですが、事務量が増えて無理なんではしょうか。

さっき町長が答弁していただいた、単身の要介護者や障害者などのと、それに対応する施策だと。当然その方のほうが、よりこういうニーズは高いはずですので、そういう方だけでもこの制度のほうを利用して、そうすると町としたら4割以下の話だろうと思います、負担のほうは。

それでこれをやると、この事例集の中にもとにかく、僕がよく言うた声かけをするじゃないですか、ごみを収集に行ったときに。やっぱりこの声かけが一番大事なんで、町長、今、紹介されたように、このおばあちゃんはこの部屋のここに寝ているとか、それが分かるわけでしょう。そういう面も含めて、より一層コミュニティーで、この事例集を見ると、公共団体が直、コミュニティー、NPOとか、ふだん収集をやっている委託業者に頼むとか、いろんな方法があるんだろうと思うんですけども、やはり自助・共助という話からすると、コミュニティー制度かNPOぐらいまでというのが、至極当然だろうなと思うんですけども、その辺どうですか。切り分けてもう一度、深く考えてほしい、要望に近いんですけども、その点に関しては。

ただ1点目のほうは、町長には考え方を変えてほしい。今さら大規模な話には。できるんだったら、こんな話しませんけれどもね。とにかく1人でも命を救うということで、必要最低限、本当言うと、それは皆さん耐震化してほしいです。そういう観点での質問なので、その辺、再度答弁を願いたい。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） シェルターベッド、耐震ベッドについてでございますが、実績は本当にございませぬ。何とか誰かがこれいいよというようなことを言っていただけるように、しっかりと広報していきたいなと考えております。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 最初に再質問の一発目に言うたと思うんですけども、要は補助を

しろとか言うているのと違うんです、僕。もうその旧基準の家にはベッドを配るべき、だから設置するべきとしか書いていないでしょう、質問に。ベッドの補助をしろと書いていないでしょう。シェルターベッドの設置をするべきと言っているんです。命を本当に守るという考えがあるんだったら、対象の方、例えば1,000軒ですか、1,000軒に全て配ると。無償になるのか、その辺はいろいろありますけれども、申請を待って補助するとかそういうのではなくて、それぐらいでないとなんて犠牲者ゼロなんて無理で、絵に描いた餅、もう明らかです。本当のスローガン。誰か昔は、美浜町は笑っていたら感動するみたいなことを言ったような人もいますけれども、今回の今の首長さんののが具体的です。強く、優しく、美しいというのはちょっと主観が入るような話なので何とも言えませんけれども、強く、優しいというのは、結構具体的にいろんなことが頭に思い浮かべられるんだろうと思いますし、その方からすれば、もう1,000軒小舎ぐらい全て設置すると、それぐらいのお気持ちにはならないですか、どうですか。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

するというのはっきりした、本当に言いたいです、気持ちとしては。それでもやはり、美浜町の状況を考えていただいて、今後、このことについてもちょっと勉強していきたいと思えます。

以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 勉強にはぜひとも私も呼んでください、勉強したいです。

では、2項目めの質問にまいります。

一般会計の歳入について、範囲を狭めてお聞きします。

1つ目、公立保育所の運営費の町負担分はどれほどか。また、それは一般財源化されていると聞かすが、ひまわりこども園はどのようになっているのか。2番目として、児童福祉費負担金とはどのようなものなのでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 2項目、一般会計歳入予算についての1点目、財源についてお答えいたします。

議員おっしゃるように、国の三位一体の改革により、児童保護費等負担金のうち公立保育所運営費分等の国庫補助負担金が一般財源化され、税源移譲の措置が講じられました。

なお、現在におきまして、ひまわりこども園については、普通交付税の基準財政需要額に算入されており、令和元年度では76,444千円が算入されてございます。

2点目、負担金についてお答えいたします。

児童福祉施設費の認可保育所負担金には、こじか保育園に係る保育所運営費、延長保育促進事業負担金、病児・病後児保育事業負担金、一時預かり事業負担金が支出されており

ます。

ご質問にある認可保育所負担金に係る歳入予算につきましては、保育所運営費に係るものとして、ゼロ歳児から2歳児に係る保育料、国庫負担金と県負担金の子どものための教育・保育給付費で、国費約2分の1と県費約4分の1の負担金があります。延長保育促進事業負担金、病児・病後児保育事業負担金、一時預かり事業負担金に係るものとして、国庫補助金と県補助金の子ども・子育て支援交付金で、国費、県費ともに3分の1の補助金があります。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 1項目めの、76,444千円。これは結局、もともとはその2分の1、4分の1、4分の1で、そのうち4分の1がこの基準財政需要額に算入されると、何か物の文章で読むんですけれども、要は、その運営費としては、ひまわりこども園だと76,444千円だという判断でいいんですよね。

それとその件に関して、ひまわりこども園、先般、質問いたしました文書質問で、ひまわりこども園児、平成2年度の入園見込みをお聞きした次第ですけれども、これを見ますと合計で142名です。1号認定、つまり短時間、いわゆる幼稚園児、この方が23名、2号、3号、いわゆる保育所、児童福祉法のほうですよ、119名。一つ聞いておきたい、142名のうち23名が短時間、つまり幼稚園児で、なぜ、ひまわりこども園は幼保連携型なんですか、保育所じゃないんですか。85%ぐらいが2号、3号認定児です、長時間保育児ですよ、保育所じゃないんですか。その点見解を、町長のお考えをお聞きしたい。

そもそも負担金について、僕ちょっと内容と金額まで教えてくれるのかなと思いましたが、仮にというか、ひまわりこども園にこれを当てはめると、ひまわりこども園だと、ひまわりこども園運営費、国2分の1、県4分の1、これは幾らになるんですか。ゼロ歳児なら幾らとありますよね、認可保育所の場合。その辺は幾らになるのでしょうか。

ついでにですけれども、簡単に答えてもらえると思ったんで最初の項目に載せなかったんですけれども、仮にですけれども、ひまわりこども園が公設公営ですけれども、例えば公設民営になった時点で、基準財政需要額というか、算定項目等の単位費用一覧とかいうところのその他の教育費のみですね、変わらないんですよ。公設民営になったからこのところで積算というか、金額がなくなるとかそういうことではないんですよ。公設公営がであろうと公設民営だろうと、算定項目の中の3教育費、その他教育費の中からは変わらないという、金額は変わらないということによろしいんですか。ちょっと飛び飛びになりましたけれども、答弁を求めます。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 1号認定23名、142名のうち大体80%以上が保育所ではないかというご質問でございますが、その当時、ひまわりこども園を設置した、申請したときに、まず美浜町は幼稚園がありました、保育所がありました、これが同時に申請、一

緒にやっていくという申請でありました。今は需要がこうですけれども、そういうことで幼保連携型認定こども園ということで申請しましたので、学校であるという認識だったんでございます。

あとのゼロ歳児だったら幾らというとか、公設民営になればその金額はどうなるのかというのは、担当課長からちょっとお答えしますので、お待ちください。

○議長（谷重幸君） 総務政策課長。

○総務政策課長（野田佳秀君） お答えいたします。

まず普通交付税の措置分76,440千円についてですが、谷議員のほうからは運営費なのかどうなのかということですが、ひまわりこども園全てに対しての交付税措置でございます。

続いて2点目の、公設民営、公設公営とも普通交付税の額は変わりませんかということですが、変更はございません、変わりません。

以上です。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） なかなか数字きっちりというわけにはいかないんですが、来年度というような形で、今、谷議員の質問の中では、来年度の人数ということではあるんですけども、若干資料がちょっと異なるところもあるんですけども、きっちりとはいかないんですけども、大体の数字で言いたいと思います。

まず3歳児に係る保育の基本単価というのが、これ1号認定の幼稚園です、にかかると、きっちりいきます、28,720円となっております。それと4歳児以上に係る分としまして、21,940円、これが国の公定価格となっております。これはひまわりこども園の定員数160名に置き換えた形となっております。それに若干もろもろ、冷暖房費というのが110円付いたりとか、いろいろあるんですが、一応計算上では21名で計算しております。先ほど23名と言いましたが、21名で計算しております。それでいきますと、1号認定の子どもに関しての費用というのが、総額です、5,963,400円です。

それで、2号認定と3号認定に係る保育料の額というところなんです、保育所の部分です。この部分の公定価格としましては、高いほうの基準というのが、保育の標準時間という時間と保育の短い時間という、この2通りに分かれるんですが、高いほうに置き換えて話させていただきます。

まず、2号認定の子ども4歳児以上につきましては、合計額30,340円という運営費と計算しております。それと、3歳児につきましては36,980円。3号認定の1、2歳児については91,270円、乳児、ゼロ歳児です、157,680円。この金額を計算いたしますと、合計で66,644,760円となります。それは人数は115名で当てております。それで全体で、先ほど142名だったんですが、136名の計算式になっておりますが、その金額で合計で72,608,160円という試算を一応しております。

す。それを置き換えて、単純に4分の1、2分の1というような形になろうかと思います。
以上です。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 町長、できた当時、同時に申請云々、それこそもう10年以上経ったんですから、PDCAへ回されませんか。今の現状85%程度は、2号、3号認定児であれば、この部分はPDCAへ回されないんですか。最初がそうだったからずっと未来永劫じゃないでしょう。不断の見直しを図っていただきたいと思いますが、いかがですかその点は。

それと、今、教育課長の答弁も、例えば、私立の保育園とかすれば、補助金、交付金とが出るじゃないですか、その単価は今の金額、じゃないですよ。

ただ、ちょっと自分でネットで調べた資料ですと、何を言いたいかと、要はやはり公設民営にした場合、国・県からどれだけ出ることかというのを知りたいわけです私は。ちょっと質問の仕方が悪くて、課長に変な答弁させて申し訳なかったです。

私立保育所に置き換われば、本当に国・県の補助金、これネットには東京都の例というか、これは国からの分でしょうけれども、ゼロ歳児で210千円程度、1歳児、2歳児で135千円程度、3歳児は78千円、4歳児、5歳児で69千円というような、これ、多分和歌山県に置き換えても、当たらずとも遠からずだと思うんです、これは国の部分なので。これにおおの県のプラスがありという話らしいです、私立保育所を運営する場合。それを単純にこの間もらったので計算すると、1億27,236千円、年間で出るんです。

ここで町長にお聞きします。今、1億27,236千円、基準財政需要額に算入されている額は76,444千円、差引き幾らですか、五千数百万円。公設民営になっても七千幾らは変わらないと言ったのと違うんですか。差額だけじゃなしに、もともと保育料があるから、とにかく数千万円ぐらい差が出てくるんじゃないんですか。このお金をどう考えられますか。財政担当者でもいいですよ、町長でも。どうですか。

○議長（谷重幸君） 教育課長。

○教育課長（太田康之君） 谷議員の先ほどの単価の関係なんですけど、単価につきましては、保育所の規模によっても金額が違ってくるというところがあります。それと加算という部分があるんですけれども、それは、民間の保育所でどれだけすることによって加算がつくかということもあるんで、一概にその金額とは言えないというところでもあります。それがどれだけの金額になると言われたら、今の段階でははじくことができないということだけ申し送っておきます、すみません。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 谷議員にお答えいたします。

数千万円の差額がある、お金がないんやから町長考えよと、こういうようなご意見だと思いますけれども、私としましては、もちろん乳幼児、三つ子の魂百までと、やはり教育としてお金はかかるとは思っておりますので、大事にしていきたい、子どもたち、やっば

りこれから育っていく美浜町の子どもをしっかりと育てたいという思いもありますので、これぐらいは出るのかなという、教育では考えたならそれぐらいは必要なのかなというところもあります。

それから先ほどおっしゃってくれたように、公設民営も考えませんか、これ、多分幼保連携型認定こども園、学校でありますけれども、公私連携幼保連携型認定こども園の仕組みというようなことで、許可をもらえれば公設民営にもできる、認められるというようなことも聞いてはあるんですけども、今のところ私はやはり子どもを育てていくには、やはりお金も費やしていかなんのと違うかなと、こういうふうに考えているところでございます。

○議長（谷重幸君） 7番、谷進介議員。

○7番（谷進介君） 私、言い方本当に悪かったですね。課長のご答弁ありがとうございます。だから、たくさんいるから駄目と言っているんじゃないんです。財源はほかにあるだろうと、その財源の差が数千万あるだろうと言っているわけです。トータルでの子どもに関する幼児教育に関する費用、これを下げると言っているわけではないんです。

仮に1億円なら1億円かかるけれども、この方法でやると、町の持ち出しは80,000千円ですと、この方法だと60,000千円ですと、そういうところをどうなのと教えてくださいと、そういうことを提起しているつもりです。

それと、幼保連携型では学校なんで、それは民営化は無理でしょう。だから、認定こども園には、幼稚園型、幼保連携型、保育所型、地方裁量型の4つでしょう、ですよ。だから、今の幼保連携型から保育所型に変えなければ無理だと思うんです。その辺は、現状の児童の認定の対応とか、これPDCAへ回すとのおのずと答えは出てくるんじゃないんですか。

それと一度、今度また試算をお願いします。今の現時点で、もし私立になるとすれば、どれぐらいの費用になるのかとか、この国・県からの負担金とか補助金の話。今と全く変わらないのであれば、わざわざあれでしょうけれども、やはり、そもそも民営化を視野に入れて、ひまわりこども園をつくるというのも説明を聞いた身とすれば、やはり今、かなりいろんな違和感があるんです。

近隣町を見てもございますよね、公設民営というのは、幾つも。その辺で、小学校の連携が云々とか、そうすると近隣町の運営は、あなた方は間違っていると言うんですか。うちは小学校との接続がいたために公設公営でいきますと。じゃ、公設民営のところは接続が悪いと言っているのと同じでしょう。そんなことを堂々と本会議で答弁されるじゃないですか、違いますか。だから、その場しのぎのような答弁に思えてならない。

真剣に幼児教育とか、また美浜町の財政、あれもこれもでなく、あれかこれかとおっしゃいましたよね。そんなことから考えたら、いわゆる入りを量りて出づるを制す、入りを量る中には単に係数をカウントするだけではないんです。量るには、図星の図、これも図るですよ。だから入りを考える、再考するというと語弊がありますけれども、そういうの

のために町長はいらっしゃるんじゃないですか、我々もそうですけれども、特別職というのは。そんなところをしっかりと考えてほしいんです。

最後にもう一度お聞きします。本当にこのまま、あえて言います、のんびんだらりと公設公営で続けていくおつもりですか。それだけお聞きしたいです、ひまわりこども園。

○議長（谷重幸君） 町長。

○町長（藪内美和子君） 今のところは私どもとしましては、公設公営でいきたいと考えております。

○議長（谷重幸君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後二時四十三分散会

再開は、16日月曜日午前9時です。

お疲れさまでした。